

# 汐見台自治会連合会規約

## (目的)

第1条 この会は民主主義の原則に基づき、汐見台地区住民（屏風ヶ浦住宅を含む）の福祉の向上と地域社会の振興を図ることを目的とする。

## (名称及び事務局)

第2条 この会は汐見台自治会連合会と称し事務局を汐見台2丁目4番6号福祉センター1階に置く。

## (事業)

第3条 この会は第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

- ①地域環境の保全、改善に関すること。
  - ②地域コミュニケーション向上に関すること。
  - ③会員相互の親睦向上に関すること。
  - ④会員の文化、スポーツ、趣味などの活動に対する援助に関すること。
  - ⑤会員の生活向上に関すること。
  - ⑥会員の健康管理、福祉向上に関すること。
  - ⑦地域の防災・防犯対策に関すること。
  - ⑧行政事務の補完、協力に関すること。
- 2 事業遂行に当たっては、次の行為をしてはならない。
- ①選挙運動など純粋な政治活動。
  - ②宗教活動その他純粋に個人の内心の問題に係る事項。
  - ③営利事業者への営利目的への協力的行為。
- 3 事業を実施するため、この会に次の委員会を設置し、各委員会に委員長を含む委員若干名を置き委員会は企画、立案、連絡の任に当たる。委員は立候補または推薦により、役員会の承認を得る。会員の中から会長が委員を委嘱することができる。但し、特別委員会の委員長は幹事でなければならない。
- ①地域環境委員会(主として第3条1項1号に関する調査研究、問題提起等を行う)。
  - ②コミュニケーション委員会(主として広報の発行、会員よりの意見の聴取、情報収集に関係することを行う)。
  - ③地域連絡協議委員会(主として各自治会相互間の連絡協議、部会相互間の連絡協議、行政部会相互間の連絡協議を行う)。
  - ④行事委員会(主として地区住民の親睦を深める年間行事を行う)。
  - ⑤子どもはぐくみ委員会『青少年育成協議会』(地域ぐるみで子どもの成長を考える)。
  - ⑥福祉実行委員会(地域内福祉活動の窓口となる)。
  - ⑦防災・防犯委員会(主として第3条1項7号に関することを行う)。
- 4 事業を実施するため、前項の委員会のほかに役員会の承認を得て特別委員会、実行委員会を設置することができる。  
特別委員会、実行委員会には目的、存続期間を定めるものとし、委員の数、選任、職務の内容は前項と同様とする。
- 5 この会に事務局をおき、会員よりの意見(苦情を含む)受付、その他会員の活動援助を行う。事務局の構成員等については役員会において定める。

## (会員)

- 第4条 この会の会員は汐見台地区居住者をもって構成し、各自治会を通してこの会に参加することを原則とする。
- 2 各自治会の入退会に関しては役員会で報告する。

## (行政部会及び部会)

- 第5条 この会に行政部会、部会をおく。
- 2 行政機関より委託を受け行政事務補完のための活動をしている団体を行政部会という。文化、体育、趣味、その他の活動を目的とする団体を部会という。
  - 3 行政部会、部会の資格要件、届出手続等については別に役員会において定める。

- 4 行政部会、部会は本会の施設、備品、広報の利用ができ、予算の範囲内で資金援助を受けられることができる。
- 5 行政部会、部会は会長の同意を得て、本会の名称を使用することができる。会長は本会の目的に反する場合以外は、同意しなければならない。

#### (役員)

第6条 この会に次の役員を置く。

- ①会長 1名
- ②副会長 2名
- ③事務局長 1名
- ④会計 1名
- ⑤幹事 10名以上30名以内とする
- ⑥監事 2名

#### (役員の仕事)

第7条 会長はこの会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。
- 3 事務局長は総会、役員会の方針に基づき本会の事務を取り扱う。
- 4 会計は本会の会計事務を行う。
- 5 幹事は役員会の構成員となり、第3条3、4項の事業を分担する。
- 6 監事は会計および会務執行の状況を監査する。

#### (役員を選任)

第8条 会長、会計、幹事、監事は会員の中から別途定める「汐見台自治会連合会役員選挙規程」により選出され、総会において承認を受ける。

- 2 副会長・事務局長は、会長が幹事の中より役員会の承認を得て選任する。

#### (役員の仕事)

第9条 役員の仕事は1年とし、再任を妨げない。

- 2 役員が欠けたときは必要に応じ補欠の役員を選出する。
- 3 補欠の役員の仕事は前任者の残任期間とする。
- 4 仕事の満了により退任する役員は、新たに選任された役員が就任するまで引き続きその職務を行う。

#### (役員の仕事)

第10条 役員が、規約に違反したとき又は本会の名誉を傷つける行為をしたときは、役員会において辞任勧告し、総会の議決により解任することができる。

#### (役員会の審議事項)

第11条 役員会においては次の各号に掲げる事項を審議する。

- ①総会に付議する事項、その他この会の運営に関する重要事項。
- ②その他、会長が必要を認める事項。

#### (役員会の招集等)

第12条 役員会は会長が招集し、その議長となる。

- 2 役員会は役員の仕事の過半数以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。但し委任状提出者は出席者とみなす。
- 3 役員会における議決は本規約に特別の定めがある場合を除き、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 会員はあらかじめ会長に届け出をなした上、役員会に出席し、意見を述べることができる。
- 5 監事は役員会に出席し意見を述べることができるが、議決権は有しないものとする。

### (総会)

第13条 この会に総会を置き、各自治会長（代理人を含む）をもって組織する。

### (総会の審議事項)

第14条 総会は次の各号に掲げる事項を審議する。

- ①予算の議決及び決算の承認に関すること。
- ②役員を選任に関すること。
- ③規約の改正に関すること。
- ④役員会において総会に付することを適当と認めた事項。

### (総会の招集等)

第15条 定期総会は毎年5月末迄に、臨時総会は必要のつど役員会の議決を経て会長が召集する。但し役員選任のための臨時総会は、選挙管理委員長が召集し、主催する。

- 2 役員ならびに監事は議題を示して総会の招集を会長に請求することができる。
- 3 総会の議長は、その総会に出席した各自治会長の中から選任する。
- 4 総会の定足数、議決については第12条2項、3項の規程を準用する。
- 5 会員はあらかじめ会長に届け出をなした上、総会に出席し意見を述べることができる。

### (会計年度)

第16条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### (会費等)

第17条 この会の経費は会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

- 2 各自治会は会費として、その所属会員一世帯につき月額120円を納付するものとする。この場合において単身者をもって組織する各自治会にあっては、その4人をもって1世帯とみなす。但し4人に達しない端数は切り上げるものとする。
- 3 会費納入人員確定の基準日、納入方法等については役員会において別に定める。

### (監査報告)

第18条 監事は収入支出の決算を監査し、その会計年度終了後5月末迄の総会において監査報告をしなければならない。

- 2 前項の監査報告に際し、業務執行に関する意見を述べることができる。

### (規約の改正)

第19条 この規約の改正は役員会において出席役員の3分の2以上の賛成をもって発議し総会において出席各自治会長の3分の2以上の賛成をもって議決しなければならない。

### (相談役)

第20条 この会に相談役を設けることができる。

### (付則)

この規約は昭和55年7月1日から施行する。但し役員選挙手続きに関する部分に関しては、本規約改正の可決後直ちに効力を生じるものとする。

平成12年度については、会計年度を平成12年7月1日から平成13年3月31日までとする。

この規約は平成21年4月26日から施行する。

この規約は平成22年4月25日から施行する。

この規約は平成23年4月24日から施行する。

この規約は平成24年12月22日から施行する。

(第7条1項、第7条2項、第8条1項の一部改正)

この規約は平成27年4月26日から施行する。

この規則は平成28年12月3日から施行する。

(第15条1項)(第18条1項)